

「高規格の救急自動車標準使用検討報告書」について

救急企画室

1 背景

平成3年8月の救急救命士制度の創設以来、消防庁では高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車(以下「高規格車」という。)の導入を推進してきたところです。各消防本部では救急自動車の増強・更新に際して高規格車の導入が積極的に図られており、今は全体の6割くらいが高規格車になっています。一方、高価な高規格車を導入する場合の財源確保は年々厳しい状況となっており、新たな対応策を講ずる必要性が求められています。

救急自動車には各消防本部独自の様々な仕様が存在し、購入に際しては様々な様式の調達仕様書を作成し発注する方法がとられてきたことなどから、導入コストの低減が難しい状況が生じていました。

このような諸問題を踏まえ、高規格車の一層の導入促進に資する観点から、高規格車の導入コストの低減を実現する上で有効と考えられる「標準的な仕様」の構築を目的として、財団法人日本消防設備安全センターにおいて「高規格救急自動車標準仕様検討委員会」が設置され、課題の整理及び高規格車を調達する際の標準的な仕様書のあり方等について検討が行われてきたところであり、この度、検討会報告書がまとめられました。

2 標準的な仕様（車両構造）の必要性

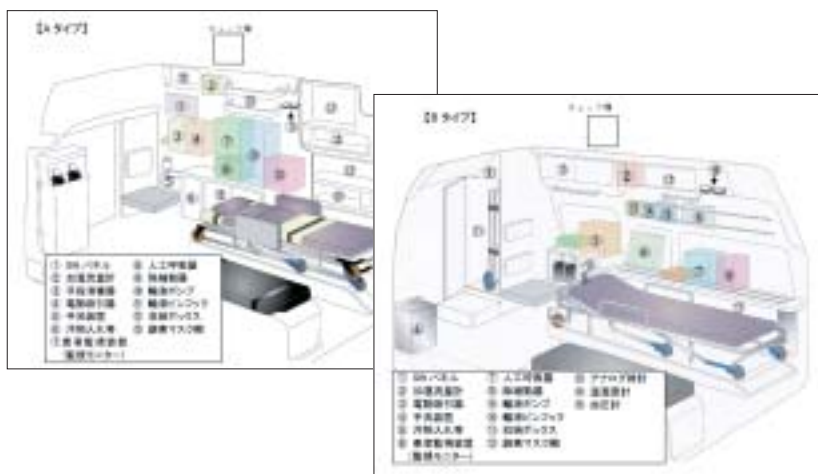
「標準的な仕様」の具現化は、整備コストの低減化に最も効果的と考えられ、その検討にあたっては、全国に共通する仕様のあり方に関して、発注者側・受注者側それぞれの実益を重視することはもとより、傷病者への迅速・適切な対応や救急業務全般の安全性にも十分に配慮しました。

救急業務自体は、総じて国の方針や全国消防長会との連携下で全国的にほぼ同様の活動実態にあります。また、高規格車の大半は救急業務実施基準や消防防災設備整備費補助金交付要綱で定める規格に適合したものであり、高規格車の主要構成部も全国的にほぼ同様の形態となっています。

さらに、地域差や都市形態による比較では、各消防本部の考え方や管轄区域の実情に応じて、業務遂行上の差異や機器類の取付け、積載場所に若干の違いはあるものの、活動パターン自体は全国的に顕著な違いが無いことから、「標準的な仕様」の検討に際して都市形態や地域特性の違いを反映する必要性は極めて少ないものと判断されました。

3 標準的な発注仕様書の必要性

発注者側である各消防本部の実態調査結果では、個別に作成している発注仕様書の様式や記載要領等の作成手法が千差万別という実状にあり、特にぎ装の細部については、消防本部それぞれの独自性から、微妙な違いがあることが明らかになりました。この要因としては、各消防本部が積年の経験から、救急活動特有の迅速性・効率性・利便性等を考慮した様々な独自の工夫と改善を行ってきた経緯があり、



資器材収納庫内の標準的な配置レイアウト(例)

これらの創意とともに、新しく発売された業務機器が新たな高規格車の導入を機に、その都度仕様書に反映され、結果的に仕様の多種・多様化傾向に拍車をかけることとなっています。

また、車両メーカーが指摘する製造コスト低減化の阻害要因としては、概ね次の点が挙げられています。

- ① ギ装に係る仕様の多種・多様化に伴い、仕様の内容精査や確認に日時を要し、また、手作り製造部品も多く、個別のオリジナルな仕様に対する開発工程の増大など、製造に係る作業全般の非効率を生じている。
- ② 契約後における仕様の変更や追加作業など、予測できない新たな付帯業務が発生するケースが多い。
- ③ 仕様が多種・多様に渡るため、ギ装部品の準備など生産を前もって計画的に進めることが困難な実情にあり、かつ、受注時期が年度の中期から後期に集中しているため、年間を通した作業の繁閑差が極端に大きく、この点が製造コスト(人件費)に影響している。

4 標準仕様の検討

検討作業では、全国的に採用頻度の高い仕様をベースとして、仕様の細部に微妙な違いのある個別部位を抽出しました。

検討の結果、標準化が必要とされる車両の部位を、①灯火類、②運転室、③傷病者室、④機器類収納部に大別し、さらに各部位ごとに複数のレイアウト仕様を検討して例示することとしました。

この部分的なレイアウトの組合せによる手法を標準仕様として将来的に定着させていくためには、概ね次の点に留意する必要があります。

① 標準仕様の普及方策

今般策定した「高規格の救急自動車の調達仕様書(案)」は、今後、各消防本部において共通の認識の下で高規格車の発注業務に活かされることが必要である。

そのためにも当該仕様書について、消防庁、全国消防長会などの機関において全国的に周知され、理解を得て頂

くことが求められる。

② 業務機器に関する情報の共有化

新たな機器類を装備する際は、ギ装作業に影響する場合があるのでメーカー側は予め機器の形状・寸法等を把握して、ギ装作業の効率化を図る必要があるため、機器類の開発・販売メーカーは、ギ装メーカーも含めた新製品に関する情報の共有化を図るための対応策が必要と考えられる。

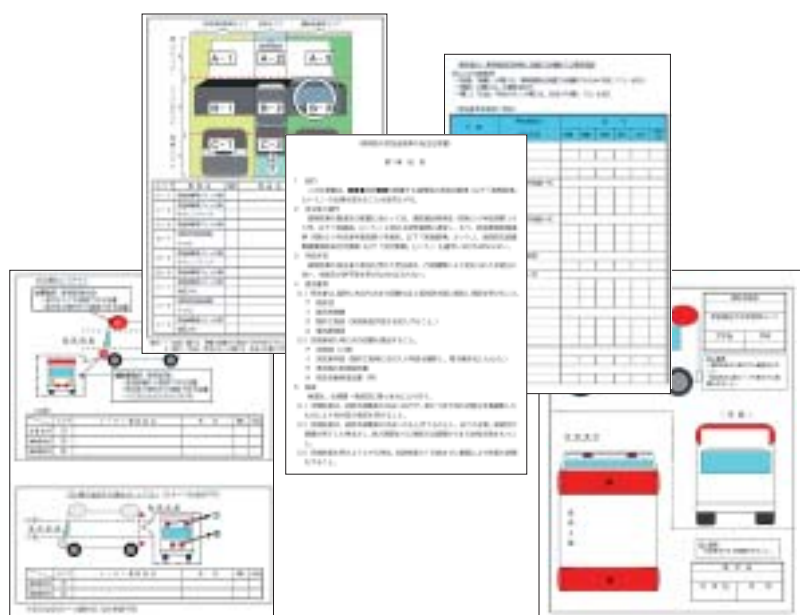
③ 標準仕様書の改訂

策定した仕様書は絶対無二のものではなく、今後も、新たな企業の新規参入や技術の導入にあたって真摯に適宜見直しを行い、全国の消防本部に周知する必要がある。

④ 協議機関の設置

標準仕様の定常的な見直し、新たな技術導入と新機種の活用、薬剤投与の問題や感染症対策など、救急業務に関する画一的な対応策を検討するための協議機関の設置が必要と考えられる。

以上の検討経緯により、標準仕様の取りまとめ作業を完了したのですが、この仕様モデルは固定的なものではなく、必要に応じた適宜見直しの過程でその時代に即した内容の精度を高めつつ、発注者側・受注者側双方の実益に即した標準的な仕様スタイルとして早期に定着し、救急車両の整備コスト低減に資することに期待するものです。



標準的な発注仕様書(例)